

## 令和3年9月 下田市教育委員会臨時会 会議録

令和3年9月3日（金）11時下田市教育委員会臨時会を下田市立中央公民館2階大会議室に招集した。

出席委員は次のとおりである。

佐々木 文夫	教育長
田中 とし子	委員
西堀 政幸	委員
天野 美香	委員

委員以外に出席した者は次のとおりである。

糸賀 浩	学校教育課長
平川 博巳	生涯学習課長
土屋 大祐	学校教育課 参事
土屋 仁	学校教育課 課長補佐
内田 陽久	学校教育課 子ども育成係長
原 隆史	学校教育課 学校教育係長

本会議録調製者は次のとおりである。

土屋 仁	学校教育課 課長補佐
------	------------

### 1 開会

11時 教育長開会を宣す。

### 2 会議録署名人選出

会議録署名人に天野 美香委員を選出。

### 3 協議報告事項

教育長 教育委員会臨時会を開催する。渡邊委員は欠席の連絡をいただいた。  
緊急事態宣言発令時の学校運営について、協議をお願いするもので、委員の皆さんの率直な意見をいただきたい。  
まず、皆さんには学校給食の停止について、連絡したところであるが、給食の再開について報告する。

学校教育課長 給食センターの受託事業者の従業員が新型コロナウイルス感染症に感染した件で、保健所により濃厚接触者として特定された職員3人は、PCR検査の結果、全員陰性が確認された。  
また、事業者独自で行ったPCR検査で、全従業員の陰性が確認され、安全体制が

確保されたことから、来週6日、月曜日から学校給食を再開することとした。

なお、2日間の給食停止に伴う食材の調整のため、一部献立を変更する旨についても、本日学校を通じて保護者に連絡をする。

教育長

月曜日から給食が提供できることは大変良かったと思う。

続いて、協議事項、緊急事態宣言発令時の学校運営について、現状では、9月12日までの緊急事態宣言であるが、13日以降の状況について協議をお願いしたい。

配布資料については、決定したものではなく、原案ということで、皆さんの意見を聞き、修正等行い、校長会、コロナ対策会議を経て、最終的な確認後、13日以降に臨みたい。

先が見えない中で、どのように学校を続けていくか、議論をお願いするためのたたき台として作成したものである。事務局から説明をお願いする。

学校教育課  
参事

まず、保護者宛ての文書をご覧いただきたい。

緊急事態宣言がこの後どうなるのか分からない中、市の感染状況を考慮しながら、教育活動の実施について判断する旨の文書である。

一点目は、二学期をスタートするにあたり、修学旅行、運動会等学校行事の実施について知らせたものであるが、状況によって異なるため、参考資料を添付し、目安として説明する形に変更した。

もう一点は、学校の臨時休業に伴う対応についてである。

8月27日にガイドラインが示され、これまでと保健所の関わり方が変わってきており、学校でどのように対応すべきかガイドラインに基づき修正した。

一点目の、学校における運動会、部活動、修学旅行及び宿泊体験活動、その他宿泊を伴わない校外活動等について、県の感染レベルを参考にしながら、市の感染状況を考慮し実施の可否の判断を行うこととした。

別紙1をご覧いただきたい。

県の感染レベル6、緊急事態宣言発令中の、現在の様に警戒レベルが非常に高い状況においては、学校行事については、原則延期または中止とし、教育課程については、工夫しながら、授業を実施する。現在登校の時間についても直前の登校や授業終了後にはすぐ帰宅する等の対応を行っている。

県の感染レベル5では、運動会、修学旅行等は、まだ難しいであろうが、部活動については、多少緩和し、校内での練習は十分に感染対策を講じた上で実施できるとしている。授業については、日課は通常どおりで構わない、内容等を工夫して実施する。

県レベルが4の場合、蔓延防止も解除されることとなろうが、運動会は今年の運動会のように、来場者の制限や感染対応をしながら実施する、部活動については、校内から少し広げて市内の対外試合を含めて実施することとした。

修学旅行等宿泊を伴う活動については、教育委員会と相談の上で、警戒宣言発令地域、蔓延防止の地域を目的としていなければ実施可能としている。

宿泊を伴う活動の場合は、予約を伴うもので、直前まで実施の可否を引き延ばすことは困難であるため、原則として修学旅行は1箇月前、宿泊体験活動は1週間前に判

断することとした。しかし、判断時点では、レベルが低かったものが、直前にレベルが高くなることも考えられるため、教育委員会と相談することとした。

県レベル3以下であれば感染対策に配慮し、通常に教育活動を実施できるものとした。あくまでも目安であるため、保健所等の助言、校長会の協議等を踏まえ判断することとした。

教育長

委員の皆さんの意見を伺いたい。

県レベル6、緊急事態宣言発令中の場合は、行事等は現在のとおり対応する。

レベル5になると多少緩和され、部活動については校内限定で、感染症対策を実施した上で実施する。

3以下の場合は、感染症対策に配慮した上で通常の教育活動に戻ることができるという形で作成した。

田中委員

現在は県のレベルが6であるが、レベル5になれば、部活動の実施は可能なのか。

学校教育課  
参事

基本は県の感染レベルが発表されているので、それを参考にしつつ、その中で市の様子を参考にするという形になろうかと思う。

県の感染レベルが毎週発表されるので、その段階で市の方と照らし合わせながらの判断となる。

判断をしてもその後、感染者が増えてしまうとか、次々と変わってしまうことがあるため、県の感染レベルを参考にしながら考慮することを考えている。

天野委員

今中学生も保護者の意識が高く、ワクチン接種が増えている。

学校教育課  
参事

現在は、色々そぎ落として、どうしても必要なことだけをやっているもので、何とか状況が良くなれば、部活動等出来ることはないかと考えて位置付けをしているところである。

学校医、保健所とも相談して、感染者の増加、減少等様々な要素を考慮する必要がある。

学校教育課長

県のレベルが6で、県内では感染が広がっているが、賀茂、下田地区では感染がないという状態のときに、下田での子ども達の活動の幅を広げるために、それを置き換えて、県では6であるが、下田では感染が少なくレベルが下がっているという状況であれば、活動を再開できるという目安として、使用できないかということで、検討している。

西堀委員

自分達は、毎朝学校の下で交通指導員として指導を行っている。

当然手袋もマスクもしている。

特に、私の場合は十何年前から子どもが来るとハイタッチをしている。

そういうことを行っているのか、子ども達には大きい声で挨拶しろと言っているの

に、この時期はちょっと待てよ、とかそういうものも考えて行かなければいけないし、交通指導員にもそのような話をしなければいけないという考えもあるのだが、いかがなものか。

十分気をつけているつもりではあるが、ウイルスは目に見えるものではないから、大きな声で挨拶するように指導して良いのだろうか。

感染後の事後処理についての協議であるが、その前にどのようなものなのか伺いたい。

教育長 学校は、学校の教育活動以外の家での生活等についてルールを決めるわけではないが、現在の流れでは、交通指導員の方々にも理解いただき、この時期は挨拶の声やハイタッチ等を控えるように学校は子ども達に指導し、交通指導員の方達にも、協会等を通じて、それぞれの指導員の方達に、話をさせていただければと思うが、いかがか。

西堀委員 交通指導員に連絡をし、周知したい。

学校教育課 参事 ガイドラインが示されると申し上げたが、例えば校内で濃厚接触者に特定されるとなると次のような形となる。

感染者と同居又は長時間接触があったもの、感染者の飛沫に直接触れたた可能性が高いもの、手で触れることができる距離、目安として1 m程度、マスクをしないで、15分以上接触のあったもの、このあたりが示されており、可能性を確かめていただくことで、何らかの形で学校内に関係してくると思われる。

教育長 地域の人たちも挨拶は、声を出すことが基本であるが、現時点ではやめましょうということ子ども達に伝えれば良いのかと思う。

この状態がいつまで続くか分からないが、緊急事態宣言から1ランク下がった蔓延防止、レベル6から5に下がったとき、レベル5が4に下がったときにそれぞれ少しでも活動ができるようにとの考えで出したものであるが、やはり感染者が出ている以上は今までどおりの活動をすべきというご意見であれば、またその意見をいただきながら検討する。

現在と同様に緊急事態宣言下で、県のレベルが6の場合は、今までどおりの学習、生活を行い、レベルが下がった場合の対応ということで、レベル5では部活動は実施しても良いのではないかとこの形で記載した。

田中委員 教育委員会は、このような基準で学校への対応をしていくことは必要だと思う。

保護者の方も急に昨日がレベル6で今日がレベル5とか4だから部活動の実施が可能との判断はしないと思われるが、この基準と県の感染レベルをイコールにしておくと、保護者の方は疑問を持つのではないかとと思われる。

教育長 学校も対応が難しく、色々考えながら、最終的には県のレベルに合わせて、教育活動を実施していく。

例えば、緊急事態宣言下でも県立は部活動を週2回とか時間を60分とかには制限していない。

義務教育は、各市町村で最終判断をすることになるため難しいところである。

県の本部会議では、レベルを決めるに当たっては、感染者数、病床使用率、予防接種率等、総合的に本部会議で判断しているということは聞いている。

この指標は1週間の新規感染者、1週間の感染経路不明者、感染経路不明者の感染率、PCR検査の陽性率等、そういうものが色々あって、この数値になっている。

天野委員 保護者の立場で言うと家庭内感染、同居家族とかそういうところの方に目が行くと思う。

田中委員 保護者の中には、修学旅行とか行事を実施してほしいなど様々な要望があると思う。

天野委員 1回限りのものであるから当然である。

田中委員 今はこういう状態だから実施できない。  
その指標になるのがこの状況で、変化に応じて対応することとなる。

天野委員 その他の要素として学校側の判断もある。  
今現在、コロナが不安で学校を休ませる保護者は実際にいるのか。

学校教育課  
参事 実際にいる。  
資料を配布したが、コロナ不安の欄に記載しており、昨日の段階で、市内全体で16名、1.4%が休んでいる。  
8月26日からでは、大体10名強が心配だからという理由で休ませている。

天野委員 欠席扱いになるのか。

学校教育課  
参事 出席停止の扱いとなる。  
感染、濃厚接触、かぜ症状、同居の方の体調不良、コロナ不安、ワクチンの副反応、ここまでは、出席停止としている。

教育長 やはり、これは示さないと保護者は不安になる。  
今後学校はどうなっていくのかというのを示さなければならないのかと思う。

田中委員 下田市のレベルを決めるのには、あくまでも県の感染レベルが基本になる訳で、それを基本として、下田市の1週間の感染状況を加味して検討するといことかどうか。

教育長 この後、学級閉鎖、学年閉鎖あるいは休業についてまた説明をするが、先にそちら

の話をしたい。

休業になる状況については、は文科省の指針が出ており、休業や、学年閉鎖は、かなりハードルが高くなっている

天野委員 学校も大変であるし、子ども達も精神的にギリギリであると思う。

教育長 そういう面も含め、チャンスがあれば活動させてあげたい。やめるのは簡単である。皆さんに検討していただいた案を校長会等に提示しながら協議を行い、正式に決定した後、電話、FAX等でお知らせし、承認を得るという形でよろしいか。

全委員 はい。

天野委員 校長会で協議するうえで、たとえ部活動が再開した場合、絶対部活に参加するのではなく、不安があれば参加しなくても良いという選択もできるようにして欲しい。

教育長 学校には登校しているが、最低限授業だけは受けて、放課後の活動は心配というご家庭もあるだろうから、本人の申し出でにより、参加しないというルールは作れると思う。

天野委員 多分そのことに関しては、子どもの方が意識はあると思う。

教育長 部活動は強制ではなく、自主参加ということにも触れることで、現時点での承認をしていただいたということによろしいか。  
次に、休業、学年閉鎖等についての説明をお願いします。

学校教育課 別紙の2と横版の資料も合わせてご覧いただきたい。  
参事 先ほど話したガイドラインが示されたことに加え、実際に学校で濃厚接触者や感染者が発生したという情報が入った場合、具体的に学校が動かなくてはならないため、確認したもの。

本来感染を確認した場合、児童生徒は出席停止となる。

感染となれば保健所から直接連絡が入るため、家庭から学校へ欠席の連絡が入る。

これは、教職員の場合も同様、教職員が感染した場合は、通勤は自粛することとなる。

横版の資料では、学校内で子ども達の感染が発生した場合、今回のガイドラインでは、保健所も非常にひっ迫しているため、これまでは保健所がその間、検査、調査を行っていたものを、関わり、危険性等についての学校の職員に協力をお願いするという形になっている。

そこで、校内における感染状況を把握するために必要がある場合は、臨時休業を検討することになっている。

横版の図では、第1期の対応というところで、まず、感染者が発生し、感染が広

がっていて影響が不明な場合には、感染状況を確認しなければ、その後の活動ができないため、予想されるのは、一旦臨時休業するということになり、消毒作業や濃厚接触者の調査を行うこととなる。

ただ、例えば感染者となったが、その前の数日間は家の用事で欠席しているというような場合には、発症した2日前まで遡って、接触していなければ、保健所も濃厚接触者に特定しな。

そのような状況の場合は、感染者が1人だけ発生してもいきなり全部臨時休業とせず、該当児童生徒は自宅で休みにして、他の児童生徒は通常の登校となる。

ただ、わからない場合は、一旦数日間学校を閉めることとなる。

その中で、濃厚接触者の確認、その後再開の可否の判断があり、数日間の臨時休業の間、保健所や学校と連絡を取り合いながら、次の判断をしていくこととなる。

更に感染拡大の可能性があると考えられる場合、第二期の対応として、感染状況がはっきりしない、拡大している、濃厚接触者もかなりいるということになれば、休みも延長しなければならないため、どの単位で休ませるかということとなる。

想定されるのは学級閉鎖、学年閉鎖、学校全体の臨時休業ということとなるが、目安としては次のように示されている。

学級閉鎖は次のいずれかに該当している場合として、同一の学級において、複数の児童生徒が感染している場合、二人、三人となった場合は、複数という考え方である。

感染が1名であっても、周囲に未診断のかぜ症状の児童生徒が複数いる場合、それから、1名の感染が判明し、複数の濃厚接触者がいる場合。

学年閉鎖は、その学級閉鎖が複数ある場合はその学年が休みとなる。

学校全体の場合は、複数の学年が学年閉鎖をしなければならないときは学校全体を休みにしなければならないということで、ガイドラインに沿って作成した。

当然その間学習の保障をしなければならないため、例として記載したが、電話、一斉メールなどでの健康観察や、課題の連絡、これは、一年前、1箇月間臨時休業の時の対応と同様である。

あわせて、タブレット端末による健康観察、課題の連絡等について検討し、準備を進めている。

学級閉鎖は5日から7日ぐらいが考えられるので、その間に感染の状況を確認し、学校再開の判断をしていく、という流れを記載した。

また、家庭へのお願いということで、まずは情報が入らないことには、判断ができないため、感染した場合の連絡についても記載した。

田中委員 別紙2と横版の資料も各家庭に配布するのか。

学校教育課  
参事 配付を想定している。

田中委員 別紙2は時系列で記載されており、ずっと読んでいくとわかるが、保護者の場合は、状況に応じた対応をどうするのかということが重要だと思う。

一番初めに、校内で感染を確認した場合、二番目にはこのような状況では臨時休業

3番目に臨時休業、それから学校の再開、これらを3～4点の大きな柱としてまとめることで、状況に応じた対応が分かると思う。

まとめ方をもう少し工夫していただけると分かりやすいと思う。

教育長

例えば伊東市で学級閉鎖になったとき、文科省のガイドラインに沿って対応したということが付け加えられていた。

こちらについても文科省のガイドラインに従って作成した旨を付け加えることとしたい。

また事務局で整理して決定した後、資料を皆さんに送付したい。

資料も出来上がったばかりで、まだ落ちがあるかもしれない。

委員の皆さんにも、今日資料を渡したばかりであるので、意見があったら、電話等でお願ひしたい。

これから長期の休業も考えられる。タブレット端末の件については早急に家庭で使用できるように進めているので、もう少し時間をいただきたい。

天野委員

授業では活用しているようだ。

教育長

学校の授業では先生との対面で活用している。

しかし、家へ持ち帰った場合、極端に言えば、小学校1年生が保護者の不在時に活用できるようになるまでには、かなりトレーニングが必要になると思うが、せっかく配備して学校が休業になったときにそれをうまく活用しないということはないのかということで、今進めさせている。

もう一点、学級閉鎖、学年閉鎖の事態では、時間差登校、午前、午後分散登校と最初の時は下田市もそういう形で対応した。

また、色々な状況の中で、分散登校をするような状況もありうると思う。

教育委員の皆さんにも、承認をいただかなければならないのであるが、緊急を要する場合は、電話等でお願ひし、承認いただくことも想定されるのでご承知お願ひしたい。

かなり保護者も心配されている状況もあり、様々な意見があろうかと思うが、皆さんのご協力をいただきながらしっかりと進めて行くので、よろしくお願ひしたい。

#### 4 閉会

9月臨時会 9月3日（金）11時開会。

教育長 12時05分に閉会を宣す。

会議録署名人